竹田市ふるさと納税「電子感謝券」加盟店 募集要項

令和元年１2月5日制定

**「電子感謝券」について**

これまで、竹田市ではふるさと納税により寄附をしていただいた市外在住の方に、感謝の気持ちを込めて、市の特産品等をお贈りしてきました。

これに加え、新しく「電子感謝券」（電子ポイント）の取組みを始めます。

「電子感謝券」は、市内の加盟店の店舗または施設においてサービスの提供や商品の購入の際に使用できる電子ポイントです。

この取組みに参加いただける事業者（加盟店）等を募集します。

**１．加盟店応募要件**

（１）市内に事業所（店舗、工場など）を有する法人又は個人事業者であること。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りでない。

（２）市税の滞納がないこと。

（３）高山市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（４）電子ポイントの決済が可能な環境（スマートフォン、タブレット端末、パソコンなどがあり、インターネット通信が可能）を有していること。

**２．「電子感謝券」の使用対象**(「電子感謝券」の有効期間は 2年間 )

（１）市内に存在する店舗・施設におけるサービスの提供で、市が指定するものの対価、使用料等の支払い

※例）宿泊料、飲食料金、施設入館料、入浴施設料金、体験料金等

（２）市内店舗・施設において販売している商品で、市が指定する商品の購入

・市が指定する商品の条件

① 地場産品であること…次の（ア）～（ウ）を満たすもの

（ア）市内で生産、製造、加工等が行われているものであること。（竹田ならではの郷土色豊かなもの）

（イ）食品等については、原則として主な材料は竹田産を使用するとともに、製造工程の一部又は全部を市内で行っているものであること。

（ウ）民工芸品や農畜産物等については、竹田市内で製造、生産等がされているもの

であること。

② 各種法令等を遵守しているものであること。

③ 電化製品、貴金属など資産性が高いものでないこと。

④ 同一の店舗・施設で、電子感謝券使用対象商品として市が指定した商品以外に、その他の商品も販売している場合は、精算を分けたり、電子感謝券利用者が使用の可否を区別できるような陳列に配慮すること。

**※国が好ましくないとする商品等の例**

①金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券等)

②資産性が高いもの(電気器具、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自動車、自転車等)

③価格が高額のもの

注)但し、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当ではないと認めた場合は参加できない場合があります。

**３．採用に関する留意点について**

・使用対象のサービスや商品が上記の要件に適合するものとしてなされた応募であっても、市が適当でないと判断した場合は採用しないことがある。

・採用された商品等であっても、クレーム等の問題が発生した場合には採用を取り消す場合がある。

**４．加盟店のメリット**

・「電子感謝券」は、市内の店舗または施設で使用するものであるため、対面でサービス提供や販売が可能（使用可能な事業所一覧を、ふるさとチョイス（ふるさと納税サイト）画面で表示）

**５．募集期間**

・令和元年１２月５日（木）～　随時

**６．応募方法**

・提出場所：竹田市　企画情報課　まち未来創生室 ふるさと納税係

・提出方法：メール( kikaku@city.taketa.lg.jp )、または直接持参

※メール送信の際ご一報いただければ助かります。

様式　【電子感謝券】登録シート\_（事業者名）※別添ファイルあり

**７．個人情報の保護**

・加盟店はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、竹田市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、自社商品 PR 用ダイレクトメール発送等、二次利用しないでください。

**９．申込・お問い合わせ先**

〒８７５－８５５５

大分県竹田市大字会々１６５０番地

竹田市　企画情報課　まち未来創生室　ふるさと納税係

TEL：０９７４－６３－１１１１　内線２２７・２２６

FAX：０９７４－６３－０９９５

メール：kikaku@city.taketa.lg.jp